

モニタリング結果報告書

平成15年8月

政策体系	番 号				
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること			
施策目標	6	児童虐待や配偶者による暴力を防止すること			
	6 -	配偶者からの暴力の発生件数を減少させること			
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室			
	関係部局・課				
実績目標 1	配偶者による暴力の早期発見・早期対応のための体制を整備すること。				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所における配偶者からの暴力被害女性からの相談受付。 ・ 婦人相談所における配偶者からの暴力被害女性の一時保護。 ・ 婦人相談所等の職員への専門職員研修の実施。 ・ 関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備。 					
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
婦人相談所における配偶者からの暴力に関する相談件数(件)	-	7,352	9,176	13,071	集計中
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
婦人相談所における配偶者からの暴力被害女性の一時保護件数(件)	-	3,533	3,907	4,823	集計中
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
婦人相談所等の職員への専門研修の実(都道府県)	-	-	-	-	39
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備(都道府県)	-	-	-	-	38
(備 考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年度の相談件数については、現在、集計中である(2～3ヶ月後、集計完了予定)。 ・ 平成14年度の一時保護件数については、現在、集計中であり、平成11年度は、調査項目を「夫等の暴力、酒乱」として設定(2～3ヶ月後、集計完了予定)。 					
実績目標 2	DV被害者の受け入れ体制を整備すること。				
(実績目標を達成するための手段の概要)					

- ・ 婦人相談所・一時保護所に心理療法担当職員を配置し、DV被害者に対する心理的ケアを実施する。
- ・ 母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者に対する心理的ケアを実施する。
- ・ DV被害者の保護について経験を有する婦人相談所にDVセンターとしての機能を果たさせる。
- ・ 婦人相談所・一時保護所において夜間警備を実施し、被害者が安心できる体制を整備する。
- ・ 母子生活支援施設において夜間警備を実施し、被害者が安心できる体制を整備する。

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
心理療法担当職員を配置する婦人相談所・一時保護所数(都道府県)	-	-	-	-	36
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
心理療法担当職員を配置する母子生活支援施設数(施設)	-	-	-	22	37
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
DVセンターとしての機能を果たす婦人相談所数(都道府県)	-	-	-	47 (全施設)	47 (全施設)
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
夜間警備を実施する婦人相談所・一時保護所数(都道府県)	-	-	-	-	38
(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
夜間警備を実施する母子生活支援施設数(施設)	-	-	-	47	61
(備 考)					